

公立大学法人青森公立大学固定資産貸付規程

平成21年4月1日
規程第97号

改正 平成31年 3月規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の固定資産のうち、土地及び建物（公立大学法人青森公立大学施設管理規程（平成21年規程第131号）の規程に基づき使用させるものを除く。以下同じ。）の貸付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(土地及び建物の貸付け)

第2条 土地及び建物は、その用途又は目的を妨げない限度において、これを貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸付けを受けようとする者は、理事長に申請し、その承認を得なければならない。

3 理事長は、前項の承認をするに当たり、貸付期間その他の必要な条件を付すことがある。

(使用料の徴収)

第3条 土地及び建物の使用につき、その使用の承認を受けたものから別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の徴収方法)

第4条 使用料は、前納とする。ただし、特に理事長が定めた場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) その他理事長が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、地震、火災、水害等の災害により使用不能となったときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、土地及び建物の貸付けについて必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の土地及び建物について、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、青森市行政財産目的外使用料条例（平成17年青森市条例第87号）及び青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例（平成3年青森地域広域事務組合条例第9号）において準用する青森市行政財産目的外使用料条例の規定によりなされた承認、決定その他の行為（以下「承認等」という。）で、その効果の期間が施行日以後に及ぶものについては、施行日以後において引き続きその効力を継続させるものとする。この場合において、当該承認等は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

区分	使用料	摘要
土地	1月当たり当該土地の評価額に1000分の3.4を乗じて算定した額(土地の使用期間が1月に満たない場合は、当該算定額に100分の110を乗じて得た額)。 ただし、土地の使用が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電柱、電話柱、支柱、支線その他これらに類するものの設置 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の1及び2に規定するそれぞれの額 (2) 水道管、ガス管その他これらに類するものの設置 1メートルにつき1年 95円	1 法人所有地外に所在する建物にあっては、土地の所有者に対し法人の支払うべき地代相当額を、使用料に加算する。ただし、当該建物の一部を使用する場合は、次により算定した額を加算する。 当該建物の建て面積に相当する土地の使用料×当該建物のうち使用させる面積/当該建物の延べ面積 2 当該建物につき使用者に損害保険を付保させた場合は、使用料から保険料相当額を控除する。
建物	1月当たり当該建物の評価額(建物の一部を使用する場合は使用部分に係る評価額)に1000分の8.4を乗じて得た額に100分の110を乗じて算定した額	3 使用者が承認を得て建物の修繕をした場合は、使用料から修繕費(使用料の3割を最高とする。)を控除することができる。 4 1平方メートル未満の使用面積は、1平方メートルとして計算する。 5 使用料が月額で定められているものについて、使用期間1月未満の場合の使用料は、15日までは半月分、16日以上は1月分とする。 6 使用料が年額で定められているものについて、使用期間1年未満の場合の使用料は、1年分とする。
ただし、理事長は、上記の方法によることが著しく不相当と認めるときは、別に定める使用料を徴収することができる。		

附 則（平成31年規程第22号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。